

広島県告示第四百十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定によって、次に掲げる地籍調査を令和六年四月一日付けで国土調査として指定した。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大竹市	南栄一丁目	国土調査指定の日（令和七年三月二日）